

建物等耐震化支援事業の 地震に強い住まいに ご利用を

区では首都直下地震による被害を最小限にし、災害に強いまちづくりを目指して、主に昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた建物を対象に、耐震改修工事への補助など耐震化支援事業を進めています。

地震に強い住まいにするため、区の支援事業をご利用ください。今回は木造住宅の耐震改修工事への補助をご案内します。

【問合せ】地域整備課(本庁舎8階)☎(5273)3829・☎(3209)9227へ。

木造住宅の耐震改修工事への補助

昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅等で、耐震診断・補強設計に基づき、基礎の補強・耐震壁の増設・筋かいの設置などの耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を補助しています。

個人の場合、次のすべてに該当する方が対象です。

▶世帯全員の所得金額(年額)の合計が800万円以内

▶補助申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していない

▶区に登録している耐震診断登録員が実施する「耐震診断・補強設計」に基づいて耐震改修工事を実施する※法人・区分所有者の場合は、ほか

に要件があります。

パンフレットの ご活用を



区では木造住宅の耐震改修工事のほか、
▶非木造建物の耐震診断・補強設計・改修工事
▶耐震シェルター・耐震ベッド設置
▶ブロック塀などの除去
へも補助しています。

パンフレット「地震に強いあなたの住まい」では建物の耐震化の必要性、耐震診断から耐震改修工事までの流れ、工事をした住宅の事例などをご紹介します。地域整備課(本庁舎8階)・特別出張所等で配布しています。

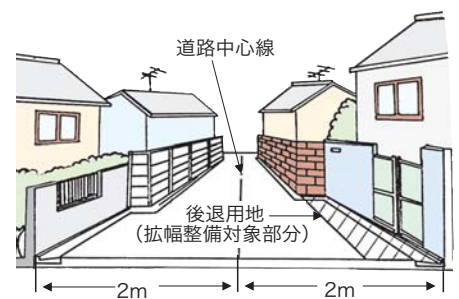
補助要件を拡大しています

これまでは「敷地が道路に接している建物」が補助要件の一つでしたが、これまでの要件(左記)に加えて、次の要件に該当する場合は、7月から新たに補助の対象としています。

①建物(門・塀・建築設備を除く)が建築基準法に基づく道路(幅4m以上)に突出している場合

建物の道路への突出部分をやむを得ず解消できない場合で、新たな違法を生じさせないとともに、道路への突出部分を将来解消する(道路中心線から2m後退する)旨の確認書を提出することを条件に、補助の対象とします。

また、耐震改修工事の際に建物の道路への突出部分を解消する場合(費用



は各自負担)は、「敷地が道路に接している建物」が道路に突出していない場合」の金額(補助要件拡大前の金額)を補助します。

②建物が建築基準法に基づく接道要件(原則として敷地が2m以上道路に接している)を満たさない場合

耐震改修工事の際に台所等火器使用室内の内装を不燃化すること(費用は各自負担)を条件に、補助の対象とします。

補助金額

区 分	住民税非課税世帯 または 重点地区(※1)内の建物	障害のある方または 65歳以上の方が お住まいの建物	その他の建物
耐震改修工事	補助対象工事費(※2)の 4分の3(上限300万円)	補助対象工事費の 4分の2(上限200万円)	補助対象工事費の 4分の1(上限100万円)
拡大した補助要件 に該当する建物 (上記①②)	8分の3(上限150万円)	8分の2(上限100万円)	8分の1(上限50万円)
簡易耐震改修工事	5分の3(上限150万円)	5分の2(上限100万円)	5分の1(上限50万円)
拡大した補助要件 に該当する建物 (上記①②)	10分の3(上限75万円)	10分の2(上限50万円)	10分の1(上限25万円)

※1 重点地区…木造住宅密集地域をはじめとする地震災害時の危険度などが高い地域。詳しくは、お問い合わせください。

※2 補助対象工事費…実際に耐震改修工事に要する費用または延べ面積(㎡)×32,600円で算出した額のいずれか低い金額。耐震補強とは関係のないリフォームや消費税等は対象外です。

しんじゅく安全・安心情報ネットに登録を

警察・学校・地域等から区が入手した不審者や事件の情報等を、携帯電話やパソコンにメールで配信しています。日常生活や自主防犯活動等にお役立てください。

【問合せ】危機管理課
危機管理係(本庁舎4階)☎(5273)4592・☎(3209)4069へ。

●配信内容

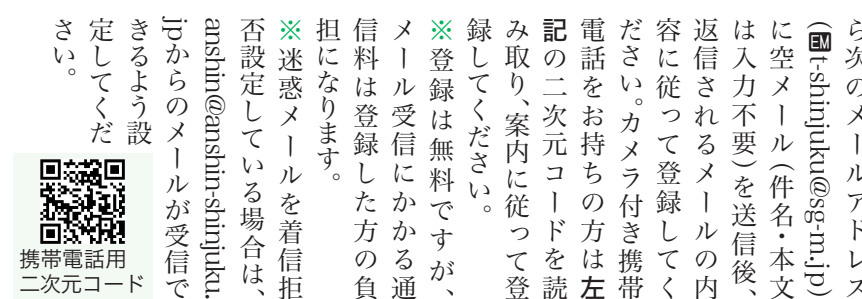
- 不審者の情報：子どもや女性に対する声かけ等
- 事件の情報：振り込め詐欺、ひったくり、公然わいせつ、痴漢等
- 防犯イベントの開催案内等

●登録方法

携帯電話かパソコンから次のメールアドレスに空メール(件名：本文は入力不要)を送信後、返信されるメールの内容に従って登録してください。カメラ付き携帯電話をお持ちの方は左記の二次元コードを読み取り、案内に従って登録してください。

※登録は無料ですが、メール受信にかかる通信料は登録した方の負担になります。

※迷惑メールを着信拒否設定している場合は、aushin@anshin-shinjuku.jpからのメールが受信できなくなるよう設定してください。



自助・共助・公助で防災対策 シリーズ首都直下地震に備えて⑤

「共助」地域を守る消防団

シリーズで地震への備えや区の震災対策をお知らせしています(月2回掲載予定)。今回は、地域の安全・安心を守る消防団の活動を紹介します。

の初期消火や応急救護などの指導、火災予防の呼び掛けなどをしています。地域のお祭りやイベントでは警戒活動にもあたります。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階)☎(5273)3874・☎(3209)4069へ。

消防団の役割

消防団は災害に備えてまちを守る、区民の皆さんに最も身近な防災リーダーです。消防署と同じ消防機関ですが、消防団員は仕事や家事、学業などに従事しながら、火災・風水害・震災時に活動する特別職(非常勤)の地方公務員です。

区内には消防署の管轄ごとに、四谷(3分団)、牛込(4分団)、新宿(12分団)の3つの消防団があり、合計54名の団員が活動しています(9月1日現在)。各消防団の区域にお住まいか勤務する18歳以上の方が入団できます。女性や、大学生など若い団員も活躍してい

消防団で活動しませんか

災害発生時には、消防署と連携した消火活動、区民の避難誘導や救助・救護など、地域と区民を守る大きな役割を担っています。



▶消火訓練で実践知識を習得

ます。

また、小・中学生の消防少年団も、未来の防災リーダーを目指して、初期消火や応急救護の訓練、防災マップの作成など、さまざまな活動に熱心に取り組んでいます。

消防団・消防少年団への入団を希望する方は

▼四谷☎(3357)0119

▼牛込☎(3267)0119

▼新宿☎(3371)0119

の消防団本部へお問い合わせください。

成人の日はたちのつどい

対象の方には、12月上旬に案内状をお送りします。

【日時】25年1月14日(祝)午後1時～3時

【会場】京王プラザホテル(西新宿2-2-1)

【対象】区内在住で平成4年4月2日～5年4月1日生まれの方

【内容】式典・立食パーティー

●「はたちのつどい」司会者を募集

「はたちのつどい」を一緒に盛り上げてみませんか。

【対象】区内在住で新成人の方、若十名

【申込み】電話で10月29日(月)までに総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)4209へ。応募者多数の場合は選考で決定します。



▲成人への思いを胸に
司会に挑戦しませんか

